

第1回公表に係る推計方法からの変更点一覧(その1)

| 発生源 | | 変更点 | 第1回公表(平成13年度排出量) | 第2回公表(平成14年度排出量) |
|-----|---------------------|--|--|--|
| 1 | 対象業種を営む事業者からのすそ切り以下 | パラメータ推計範囲の変更 (p1-1) | 事業所当たり平均取扱量及び化学物質取扱比率は推計A、推計Bの推計範囲においてそれぞれ算出 | 事業所当たり平均取扱量及び化学物質取扱比率は推計A及び推計Bの推計範囲に分けることなく算出 |
| | | 事業所数推計の変更 (p1-1) | 事業所数の推計において事業者と事業所を混合しながら推計(平成8年度及び平成11年度事業所・企業統計調査報告を利用) | 事業所ベースで事業所数を推計(平成13年度事業所・企業統計調査報告を利用) |
| 2 | 農薬 | 各都道府県における農薬種類ごとの適用対象別需要割合の推計 (p2-42～2-49) | 品目別分類表を全国平均とし、都道府県ごとの農薬全体の需要割合で補正 各都道府県における果樹種類別の栽培面積を使い、農薬種類ごとに上記を補正 | 左記と同じ 左記と同じ 各都道府県における畑作の作物種類別の作付面積を使い、農薬種類ごとに上記を再度補正 |
| | | 検疫用臭化メチルくん蒸剤に係る排出量 (p2-58) | 「農薬」としての推計対象から除外 | 「農薬」の中の「対象業種を営む事業所」として排出量を推計 |
| | | 青酸くん蒸剤に係る排出量 (p2-58) | 対象化学物質としての使用量の全量(=100%)が環境中へ排出されると仮定 「その他の非農耕地」として、「非対象業種を営む事業者」からの排出量とみなして推計 | 対象化学物質としての使用量の0.5%が環境中へ排出されると仮定 「その他の非農耕地」として、「対象業種を営む事業所」からの排出量とみなして推計 |

第1回公表に係る推計方法からの変更点一覧(その2)

| 発生源 | | 変更点 | 第1回公表(平成13年度排出量) | 第2回公表(平成14年度排出量) |
|-----|--------|------------------------------------|---|--|
| 2 | 農薬(続き) | 農薬種類別の補助剤含有率の設定 (p2-59~2-63) | 各農薬メーカーの「製品一覧」に記載された商品ごとの含有率データを単純平均 上記で含有率が把握できない農薬種類のうち出荷量の多いものについて、農薬メーカーへのアンケート等で把握(一つの農薬種類に複数の商品が該当する場合は単純平均) | 「クミアイ農薬総覧(全国農業協同組合連合会(JA全農))」に記載された農薬種類ごとの含有率の中央値として設定 上記で把握できない農薬種類は、左記又はで把握された単純平均値 |
| | | イミノクタジナルベシル酸塩を含む農薬種類 (p2-63) | イミノクタジナルベシル酸塩はPRTTRの対象物質ではないと判断し、推計対象から除外 | イミノクタジナルベシル酸塩は、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(C=10~14)の一種とみなし、補助剤として排出量を推計 |
| | | 排出先の媒体 (p2-58) | 設定せず | 土壌とみなすことが妥当(倉庫で使用されるくん蒸剤は除く。) |
| 3 | 殺虫剤 | 家庭用殺虫剤、防疫用殺虫剤、不快害虫用殺虫剤の追加 | - | 業界団体(日本家庭用殺虫剤工業会、日本防疫殺虫剤協会、生活害虫防除剤協議会)の会員企業に対する原材料使用量調査の結果に基づき排出量を推計 |
| 4 | 接着剤 | 建築現場用、土木用接着剤の組成の一部変更 (p4-4~4-6) | 建築現場用、土木用はフタル酸エステル類の組成値の合計のみ把握できるため、その値をフタル酸ジ-n-ブチルとフタル酸ビス(2-エチルヘキシル)の可塑剤の全需要分野を含めた合計出荷量で按分 | 接着剤用途ではフタル酸ジ-n-ブチルの使用が大部分であるため、フタル酸ジ-n-ブチルとフタル酸ビス(2-エチルヘキシル)の比率を9:1と設定(注) |

注:フタル酸エステル類は接着剤からの排出率が不明のため、排出量の推計を行っていない。したがって、この変更は推計結果には関係しない。

第1回公表に係る推計方法からの変更点一覧(その3)

| 発生源 | | 変更点 | 第1回公表(平成13年度排出量) | 第2回公表(平成14年度排出量) |
|-----|---------|-------------------------------|---|--|
| 5 | 塗料 | 需要分野別・塗料品種別出荷量の見直し(p5-2~5-3) | 平成12年度需要分野別・塗料品種別出荷量の比率で塗料品種別出荷量(平成13年度)を按分 | 需要分野別・塗料品種別出荷量(平成13年度)を調査し、その値を塗料品種別に平成14年度の値に年次補正 |
| | | 塗料品種別・対象化学物質の組成を見直し(p5-4~5-8) | 対象化学物質16物質について、標準組成を設定 | 11物質については数値の見直し、1物質は新規に追加した。家庭用エアゾール製品に含まれていたフタル酸n-ブチル=ベンジル等5物質については平成14年度は使用がないと判断し、推計対象外とする。 |
| | | シンナー組成及びシンナー希釈率の見直し(p5-4~5-9) | 「塗料におけるVOCの現状と将来像、(社)日本塗料工業会、(平成5年)」の結果を引用 | 「塗料からの主な揮発性有機溶剤排出に関する調査、(社)日本塗料工業会、(平成15年)」の結果を引用 |
| | | スチレンの排出率の見直し(p5-9~5-10) | スチレンの排出率は100%と仮定 | 塗料中で樹脂化する割合を考慮し17%に設定 |
| 6 | 漁網防汚剤 | 対象となる対象化学物質の追加(p6-1~6-2) | 「ほう素及びその化合物」に該当する個別物質はピリジン-トリフェニルボロンのみ | 「ほう素及びその化合物」として、ピリジン-トリフェニルボロン以外に2つの個別物質を追加 |
| 7 | 医薬品 | エチレンオキシドの追加 | - | 医療業等からの排出量を新規に推計対象として追加 |
| 8 | 洗浄剤・化粧品 | 中和剤の推計対象に業務用を追加(p8-8~8-11) | 中和剤(2-アミノエタノール)については家庭用のみを推計対象とした | 業務用(飲食店、建物サービス業等)からの排出量を推計対象として追加 |
| 9 | 防虫剤・消臭剤 | 全国出荷量の精査(p9-1) | 日本繊維製品防虫剤工業会による概算値を使用 | 同工業会の会員企業への調査結果を使用 |
| | | 防虫剤の地域配分の指標の変更(p9-2~9-3) | 人口を都道府県別排出量への配分指標とした | 地域の消費量の差を反映させるため、人口に加えて地域別の「殺虫・防虫剤」の支出金額(円/世帯・年)を考慮 |

第1回公表に係る推計方法からの変更点一覧(その4)

| 発生源 | | 変更点 | 第1回公表(平成13年度排出量) | 第2回公表(平成14年度排出量) |
|-----|--------|---|---|--|
| 10 | 汎用エンジン | コンクリートミキサ、刈払機、チェーンソー、動力脱穀機、発電機を追加 (p10-1~10-6) | - | 既存調査の推計方法を参考に推計 |
| 11 | たばこの煙 | 発生源として追加 | - | ダイオキシン以外の9物質について推計対象に追加 |
| 12 | 自動車 | 細街路における自動車走行量の設定を見直し (p12-6~12-17) | 車籍地別の走行量が車籍地と同じ地域ブロック(全国6区分)を走行したものと仮定 地域ブロックごとに幹線道路走行量(道路交通センサス(国土交通省)の一般交通量調査による)と自動車全体の走行量(自動車輸送統計年報(国土交通省)による)の比率として推計 | 道路交通センサスの自動車起終点調査(OD調査)のトリップ長を使い、自動車全体の車籍地別の走行量(自動車輸送統計年報による)を「実際に走行した地域」の走行量に換算 地域ブロックごとに幹線道路走行量(道路交通センサスの一般交通量調査による)と上記の走行量の比率として推計 |
| | | 触媒の経年劣化による排ガスの増加を考慮した排出係数に変更 (p12-18) | 触媒の劣化補正を考慮していない排出係数を使用 | 触媒の劣化補正を考慮した排出係数を使用 |
| | | コールドスタートによる増分を追加 (p12-34~12-51) | - | 既存調査の推計方法を参考に推計 |

第1回公表に係る推計方法からの変更点一覧(その5)

| 発生源 | | 変更点 | 第1回公表(平成13年度排出量) | 第2回公表(平成14年度排出量) |
|-----|---------|---|---|--|
| 12 | 自動車(続き) | サブエンジン式機器を追加 (p12-52~12-55) | - | 既存調査の推計方法を参考に推計 |
| 13 | 二輪車 | ホットスタートの排出係数等の見直し (p13-1~13-14) | 平成7年(二輪車排ガスは未規制)を対象とした排出量推計結果を使用して保有台数で拡大推計 | 走行量及び走行量当たりの排出係数を乗じて排出量を推計(平成10年、11年から排ガス規制が購入された影響を考慮して排出係数を設定) |
| | | 走行量の地域配分の際に気象条件(雨天での走行量の減少等)を考慮した補正を追加 (p13-3) | 上記の排出量推計結果では気象条件を考慮せずに推計 | 走行量の地域配分の際に気象条件を考慮した補正を追加 |
| | | 経過年数による使用量(使用係数)の低下を考慮 (p13-5~13-8) | 上記の排出量推計結果では経過年数を考慮せずに推計 | 経過年数による使用量(使用係数)の低下を考慮して排出係数を設定 |
| | | コールドスタートによる増分の追加 (p13-15~13-25) | - | 既存調査の推計方法を参考に推計 |
| 14 | 特殊自動車 | スクレーパ、田植機等の機種を追加 (p14-1~14-2) | - | 既存調査の推計方法を参考に推計 |

第1回公表に係る推計方法からの変更点一覧(その6)

| 発生源 | | 変更点 | 第1回公表(平成13年度排出量) | 第2回公表(平成14年度排出量) |
|-----|----------|---|---|--|
| 15 | 船舶 | 貨物船・旅客船等について船舶種類ごとの停泊時間の設定の見直し(p15-8～15-13) | 総トン数ごとに全国一律の平均停泊時間を設定 | 都道府県ごとの入港船舶の種類を考慮し、全国平均としての停泊時間との比率を推計 左記の全国一律の停泊時間に対し、上記の比率を乗じて都道府県ごとに平均停泊時間を補正 |
| 16 | 鉄道車両 | ブレーキパッド等の摩耗による石綿の排出を追加(p16-5～16-6) | - | 既存調査の推計方法を参考に推計 |
| 17 | 航空機 | 着陸回数を実態調査のデータに基づき見直し(p17-9) | 空港別の全機種合計着陸回数を時刻表から得られた空港ごとの機種別着陸回数構成比で配分 | 国内航空会社については機種別着陸回数の実績データを採用。海外の航空会社については、空港別の全機種合計着陸回数から、国内航空会社の着陸回数を差し引いた値を、時刻表から得られた海外の航空会社の空港ごとの機種別着陸回数構成比で配分 |
| | | 補助動力装置(APU)使用時間の見直し(p17-12～17-13) | APU使用時間の制限がある千歳空港、成田空港、羽田空港、伊丹空港、関西空港、福岡空港、那覇空港では機種に関わらず一律30分と設定。 | 30分に対して、一機当たりのAPU使用割合を乗じて真の使用時間を算出。 |
| 18 | 水道 | 浄水濃度設定の方法の変更(p18-3～18-4) | 定量下限値未満の表記の場合は、一律に定量下限値の1/2とした | 総トリハロメタンやジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンの濃度も考慮して設定 |
| 19 | オゾン層破壊物質 | - | | |
| 20 | ダイオキシン類 | - | | |
| 21 | 低含有率物質 | - | | |